

鳥取県告示第 147 号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の規定に基づき、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準を次のとおり変更したので、同条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び各総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。）